

福祉バス使用規程

(目的)

第1条 この規程は、福祉バスの管理運営について必要な事項を定め、市内福祉関係団体の活動支援のため車両を貸出し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(使用の対象)

第2条 福祉バスを使用できるものは、次の市内福祉団体とする。

- (1) 自治会
- (2) 民生児童委員連絡協議会及び単位民協
- (3) 老人クラブ連合会及び単位老人クラブ
- (4) 婦人連合会及び単位婦人会
- (5) 手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉会
- (6) ボランティア団体
- (7) NPO法人団体
- (8) 社会福祉法人施設
- (9) 私立保育所、福祉協力団体
- (10) その他、社会福祉協議会会長（以下「管理者」という）が認めたもの

2 福祉バスを使用するには社協の団体会員であることを条件とする。

3 福祉バスの使用は、地域福祉活動の推進を目的とするため、福祉団体の第2条第1項7号から第10号の団体等については、年間利用回数を制限する。

4 年間使用回数の制限として第2条第1項第7号の団体は4回以内、第2条第1項第8号の団体は3回以内、第2条第1項第9号・第10号の団体は2回以内とする。なお、利用回数は借用日1日を1回とする。

(使用の優先順位)

第3条 福祉バスを使用する場合の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会の事業に使用するとき
- (2) 福祉団体の事業に使用するとき
- (3) その他、管理者に認められ使用するとき

2 福祉バスの予約申込みについては第2条第1項第1号から第6号の団体は2ヶ月前から、第7号から第10号の団体については1ヶ月前から行うことができる。

(運行日)

第4条 福祉バスの運行は、12月29日から1月3日を除いて、毎日運行できるものとする。但し、管理者が休日と定めた日において申請申込があり、管理者がその必要と認めた場合は特別に運行できるものとする。

(運行時間)

第5条 福祉バスの運行は、午前8時30分から午後5時までとする。但し、管理者が必要と認めた場合はその限りでない。

(経費の負担)

第6条 福祉バスの使用に係る経費は、使用団体が負担する。

(使用許可申請)

第7条 福祉バスの使用を希望する者は、使用許可申請書(様式1)により使用する5日前までに管理者の承認を受けなければならない。但し、急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 使用を許可された者は第8条の留意事項を守らなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、その使用を取り消す場合には使用する2日前までに申し出なければならない。

(使用上の留意事項)

第8条 福祉バスを使用する者は次のことに留意しなければならない。

- (1) 福祉バスの乗車定員は29名(運転者含む)とする。それ以上の定員超過はかたく禁止する。
- (2) 福祉バスの運転者は出発前必ず車両の点検を行い、安全運転に努めなければならない。
- (3) 使用者は、使用後福祉バスを清掃し給油の上損傷の有無を確認し返納しなければならない。
- (4) 運転者は、必ず備え付けの運行日誌に行程結果を記録しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第9条 福祉バスの使用者が次の各号に該当すると認めた場合又は運営上特別な事由が生じた場合には、管理者は使用の取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用目的に違反したとき
- (2) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき
- (3) 使用上厳守すべき事項に違反する行為があったとき

(事故・損傷の賠償)

第10条 福祉バス使用にかかる事故賠償については、次のとおりとする。

- (1) 福祉バス管理者以外にかかる使用上の如何なる事故といえども、その損害賠償の責任は使用者団体が負うものとし、下記の金額までを自己負担とする。
管理者は、自己負担については責任を負わない。但し、問題解決についての話し合いについては協力する。
対物(自己負担額) 5万円
自損(自己負担額) 10万円
- (2) 使用者は福祉バスに損傷を生じさせた場合は速やかに原型復元の措置を講じた上で返納しなければならない。

(協力金)

第11条 福祉バスの維持管理費として、福祉バスの使用を希望する者は、使用申請時に協力金を納入しなければならない。

- 2 協力金は、1回につき2,000円を徴する。

- 3 使用団体の特別な理由で、協力金の納入が厳しいと判断した場合、管理者は協力金を免除することができる。
- 4 天災等により、運行できなかつた場合、管理者は協力金を返金する。
- 5 管理者は、協力金を維持管理費として充当する他、新たな福祉バス購入等の資金として充当することができる。

附 則

この規程は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月26日から施行する。